

## ◇人間ドック等利用における個人情報の取扱いについて

人間ドック利用助成申込に関して、個人情報の保護には万全を期しています。申込時に取得した個人情報は、人間ドック等の承認手続き以外で使用されることはありません。また、人間ドックの結果データは、下記事項に利用します。

### 特定健康診査・特定保健指導

- 根 拠 地方公務員等共済組合法第112条の2・個人情報保護法第23条第1項第1号・高齢者の医療の確保に関する法律第20条・第24条
- 対象者 40歳から74歳の組合員及び被扶養者
- 方 法 各医療機関から提出された特定健康診査の検査項目を株式会社ベネフィット・ワンが点検して、公立学校共済組合東京支部に提供します。

## ◇受診者情報の提供について

人間ドック受診者の所属所名及び組合員氏名を受診者情報として、希望した教育委員会に提供します。(組合員証番号については、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)附則第9条の規定による地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の一部改正により、電子資格確認に関する規定が設けられ、組合員証番号の更なる厳格な取扱いが求められる状況を勘案し、令和2年度で提供を終了します。)なお、人間ドック受診結果のうち、定期健康診断項目について、希望した教育委員会へのデータ提供は令和元年度に終了しています。

## ◇定期健康診断代替受診における人間ドック受診結果書面提出の促進について

組合員の方は、労働安全衛生法等により、年1回定期健康診断の受診が義務付けられています。定期健康診断の受診を公立学校共済組合の助成を利用して受診した人間ドックの受診に代える場合は、定期健康診断項目相当の結果を所属所等へ書面で提出する必要があります。

提出が必要な結果項目は、当該年度の定期健康診断の項目に限られます。ご提出の際は、以下の項目以外の結果を黒塗りにしていただきますよう、お願いいたします。詳細については、所属所等の担当者へお問い合わせください。

- |               |          |                 |          |     |
|---------------|----------|-----------------|----------|-----|
| ① 身長、体重及び腹囲   | ② 視力及び聴力 | ③ 結核の有無         | ④ 血圧     | ⑤ 尿 |
| ⑥ 胃の疾病及び異常の有無 | ⑦ 貧血検査   | ⑧ 肝機能検査         | ⑨ 血中脂質検査 |     |
| ⑩ 血糖検査        | ⑪ 心電図検査  | ⑫ その他の疾病及び異常の有無 |          |     |

個人情報の取扱いに関するご質問は、下記お問合せ先までご連絡ください。

### お問合せ先

公立学校共済組合東京支部福利厚生課厚生事業担当 電話 03 (5320) 6821

#### 【健診結果には必ず目を通して、健康状態を確認しましょう】

異常がない場合でも、健診結果を保管して検査数値の推移を把握することで、病気の予防や健康の維持管理に活かすことができます。

#### 【健診結果は大切に保管しましょう】

将来、障害年金の支給を受ける場合には、その原因となる傷病の初診日を確認する必要があります。その確認資料として健康診断や人間ドックの健診結果を使用することがあります。

また、平成29年1月1日から始まった「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」の適用を受ける際の必要書類として、人間ドックの領収書又は結果通知表等を使用できる場合があります(セルフメディケーション税制についての詳細は厚生労働省のホームページ等でご確認ください。)

